

2023年10月1日

お客様各位

フジトミ証券株式会社
管 理 部
03-4589-5530

大阪取引所及び東京商品取引所における インボイス制度及び新証拠金制度開始のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます

さて、2023年10月から消費税の仕入税額控除の方式としまして、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。この導入によって大阪取引所及び東京商品取引所においても一部制度の変更がなされます。また、2023年11月6日（月）より今までのSPAN®方式に代わりVaR方式による新証拠金制度が導入されます。これにより納会月割増証拠金がなくなるため、価格変動リスクを抑制すると共に、当月限の早期離脱を進めていく目的で、とうもろこしに関する指示日を繰り上げ変更いたします。何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。詳しくは消費税インボイス制度に関しては、<別紙1>、とうもろこしの指示日に関しては<別紙2>をそれぞれご確認ください。

つきましては、既にお客様に交付しております契約締結前交付書面等、取引に係る内容が一部変更となります。指示日変更についての書面等と同封いたしますので内容をご確認いただき、大切に保管くださいますようお願い申し上げます。

敬具

※ ご不明な点につきましては、営業担当者もしくは下記部署にお問い合わせください。

管理部 03-4589-5530
受付時間 平日9:00~17:00

■ 消費税インボイス制度導入に伴う対応（大阪取引所・東京商品取引所）

日本国内で消費税の授受を伴う受渡決済を行う先物取引において、受渡しの受方（買主）が仕入税額控除を受けられるように、渡方（売主）は適格請求書発行事業者に限られます。（個人事業者にあつては事業として行う取引に限られます。）

■ 当社における消費税及びインボイス授受の対象商品

大阪取引所	貴金属	金標準・白金標準・パラジウム
-------	-----	----------------

※当社では銀、金限日、白金限日、ゴム、農産物、東京商品取引所エネルギーの受渡しは行っておりません。

■ 受渡しの渡方（売主）となる際のご注意事項

当社における消費税及びインボイス授受の対象商品の受渡決済においては、渡方（売主）は適格請求書発行事業者である必要があり、建玉を保有する場合は、当社に適格請求書発行事業者としての登録番号を通知していただきます。また、適格請求書発行事業者の登録番号のご通知が一定の期日までにない場合は、当社で当該売建玉をお客様の計算において買い戻しの決済をいたしますのでご注意ください。

■ インボイスの交付について

消費税法に定める媒介者等による適格請求者等の交付の特例に基づき、渡方（売主）に代わって取引所がインボイスを作成し、受方（買主）に交付します。

※渡方（売主）にはインボイスの写しとして清算書を発行します。

インボイスの原本には渡方（売主）情報は記載されず、清算書には受方（買主）情報が記載されません。

インボイスに記載される金額は、約定値段ではなく受渡値段に基づいて計算された額になります。

■ 消費税の申告・計算方法について

2023年10月の消費税インボイス制度導入後においては、受渡決済を行った渡方（売主）も受方（買主）も、インボイスに記載された受渡代金に基づいて、消費税の課税標準及び支払い対価の額の計算を行うこととなります。

■ 適格請求書発行事業者ではないお客様

2023年10月以降、適格請求書発行事業者でなければ、受渡決済（消費税の授受を伴う商品に限られません。差金決済により取引を終了した場合は該当しません。）の渡方となることができなくなります。

それまでに保有している倉荷証券についても、2023年10月以降は適格請求書発行事業者の登録を受けていなければ受渡決済で渡方となることはできませんのでご注意ください。

なお、渡方（売主）をご検討されているお客様で、適格請求書発行事業者を必要としない限月は下記までとなります。

大阪取引所	貴金属	金標準・白金標準	2023年8月限まで
-------	-----	----------	------------

■ 当社に貴金属（金標準・白金標準）の倉荷証券を差し入れているお客様

当社に貴金属（金標準・白金標準・パラジウム）の倉荷証券を差し入れているお客様は、消費税インボイス制度導入後も、引き続き倉荷証券を代用証拠金としてご利用できます。また当社ではお客様の倉荷証券の買い取りも行ってまいりますので、営業担当者までお問い合わせください。

とうもろこしの指示日変更について

大阪取引所のとうもろこしの指示日変更につきましては以下のとおりとなります。
お取引にあたってはご注意くださいますようお願い申し上げます。

1.開始時期

2023年 10月 16日発会の 2024年 11月限以降順次

2.対象限月

直近の限月（1番限）

3.指示日

納会日の翌営業日になります。ご自身で決済されない場合は、日中立会終了までに担当営業員まで決済方法に係るご指示をお願いします。

（※変更前は納会日の属する月の1日）

例) 2024年 11月限

変更前の指示日	変更後の指示日
2024年 10月 1日(火)	2024年 8月 16日(金)

2023年 10月 16日からの取引限月

限 月	2024年 1月限	2024年 3月限	2024年 5月限	2024年 7月限	2024年 9月限	2024年 11月限
指示日	2023年 12月 1日	2024年 2月 1日	2024年 4月 1日	2024年 5月 31日	2024年 8月 1日	2024年 8月 16日
納会日の属する月の1日（1日が休業日の場合は順次繰り上げ）						納会日の翌営業日

4.お客様より指示がなされない場合

当該日時以降の売買立会にて、お客様の計算において当該建玉を決済いたします。